

令和5年度国民年金システム標準化研究会  
(第一回) 議事概要

日時：令和5年7月3日(月) 14:30~16:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治(座長)	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
上野 晴彦	江戸川区 生活振興部地域振興課 課長
伊藤 裕司	桐生市 市民生活部市民課 課長
大森 かおり	下野市 市民生活部市民課 副主幹
青山 潤子	岡崎市 福祉部国保年金課 課長
長友 悟	株式会社R K K C S 企画開発本部住基内部システム部 部長
深谷 瞬	株式会社T K C 住民情報システム開発センター住民情報システム技術部 チーフ
川江 祐介	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任
鈴木 朗	株式会社電算 開発本部ソリューション1部
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部 住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任技師

(オブザーバー)

千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
外園 暖	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
伊藤 竜也	デジタル庁 統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
兒玉 直哉	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ 参事役
前田 賢一郎	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
正田 信之	日本年金機構 システム企画部 システム総合調整グループ 参事役
島添 悟亨	厚生労働省 政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省 政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
水野 忠幸	厚生労働省 年金局事業管理課 課長
若松 藍子	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

## 【議事次第】

1. 開会
2. 議事
  - (1) 開催要綱について
  - (2) 令和4年度検討経緯の振り返り
  - (3) 標準仕様書の精度向上に向けた進め方について
  - (4) その他
3. 閉会

## 【意見交換(概要)】

### 1. 開会

- 本研究会では、国民年金システムの標準仕様を定めるにあたり各自治体や事業者の方々の意見を伺いながら、より精緻なものとすることを目標としている。昨年度は国民年金システムの標準仕様書を策定したところであり、令和7年度末まで標準化システムの移行期間とされている。今年度の研究会は標準仕様書の精度向上について検討を行うという位置（づけ）であり、昨年度と同様に構成員の皆様には業務やシステムの実態といった観点でご意見を賜りながら活発な議論の実施にご協力いただきたい。（オブザーバー）
- 事前に送付した議事次第等の資料については参加者等の変更により一部修正が必要なため、研究会後に修正版を送付させていただく。（事務局）

### 2. 議事

#### (1) 開催要綱について

- 標準仕様書精度向上に向けての進め方について、今年度も昨年度同様、研究会を親会と位置づけ、その配下にワーキングチームとベンダー分科会を構成する。流れとしては、ワーキングチーム/ベンダー分科会で具体的な議論を実施し、その結果を集約した内容を研究会にて報告することを予定している。（事務局）
- 本研究会及びワーキングチーム/ベンダー分科会の座長について、事務局としては昨年度同様、自治体と事業者間において中立的な立場で議論を進めることが可能である株式会社E C O経営企画室の中川様を推薦する。（事務局）
- 異議なし。（構成員、オブザーバー）
- 座長就任のご承認をいただき感謝申し上げます。本研究会は標準仕様書の精度向上に向けた大切な会議であるため、活発な議論に向けて構成員の方々よりご協力を賜りたい。（構成員）
- それでは議事「(1) 開催要綱について」を終了し「(2) 令和4年度検討経緯の振り返り」に移行する。（構成員）

#### (2) 令和4年度検討経緯の振り返り

- 令和4年度においては、国民年金の標準仕様書を策定し、一度改版も実施した。標準仕様書の策定や改版においては、意見照会、ワーキングチーム/ベンダー分科会、研究会をそれぞれ実施し、標準仕様書の記載案に対してご意見及びご議論をいただいた。  
なお、一部中長期的な課題や、より精度の向上を目指すご意見等については令和5年度以降の申し送り事項として整理したため、引き続きの検討を想定している。（事務局）

- 地方自治体においては、20 業務が標準化の対象となっており、対象を 2 つのグループに分けて進捗している。国民年金は第 2 グループに属しており、第 1 グループより後ろの時期で検討を実施している。第 2 グループは令和 4 年 8 月に標準仕様書が策定され、20 業務全ての標準仕様書が揃った。それが 1.0 版の標準仕様書であり、策定にあたって全国の自治体を対象とした意見照会を 5 月に実施し、第一回ワーキングチーム/ベンダー分科会後に第一回研究会で最終討議を実施した。その後、令和 4 年 9 月から 2023 年 3 月にかけて各 2 回ずつのワーキングチーム/ベンダー分科会および研究会をとおして 1.0 版のブラッシュアップ版として 1.1 版の策定を実施した。また 1.1 版の策定にあたって、横並びでの調整が必要な事項については、デジタル庁と連携を取り検討を進めた。(事務局)
- 1.0 版で機能要件、帳票画面要件を策定し内容を明確にした上で、1.1 版では再度、意見照会にて全国の自治体や各ベンダーからご意見を賜り、協議を実施しその結果を反映、またデジタル庁にてまとめていただいたデータ要件、共通要件を踏まえて 1.1 版を策定した。(構成員)
- 検討経緯について過去参加された自治体の皆様から補足等あればお願いしたい。(事務局)
- 特になし。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 今年度からご参画いただいた自治体の皆様からの疑問、ご質問等あればお願いしたい。(構成員)
- 特になし。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- デジタル庁からの補足等はあるか(構成員)
- 特になし。(オブザーバー)
- それでは議事「(2) 令和 4 年度検討経緯の振り返り」を終了し「(3) 標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」に移行する。(構成員)

### (3) 標準仕様書の精度向上に向けた進め方について

- 標準化全体のスケジュールとして、今年度から令和 7 年度末まで標準準拠システムの移行期間に入っている。今年度は主にベンダーでの標準準拠システムの開発、自治体での調達準備に位置づけられており、デジタル庁と各制度所管府省においては、移行支援を実施する。(事務局)
- 資料 3 の P4 記載のスケジュール「早期移行団体検証事業等」について、標準化システムの移行検証を令和 7 年度を待たずに今年度から実施予定するということか。決まっている内容があればご教示いただきたい。(オブザーバー)
- 当該内容についてはガバメントクラウドへの移行について記載しているものである。ガバメントクラウドの構成およびアプリケーションの開発についての検討に焦点を当てた内容であるため、標準化システムの早期移行検証は検討していない。(オブザーバー)
- 今年度の国民年金標準仕様書に対する取り組みとして、既に策定している標準仕様書の改版についての検討および細かい訂正をする正誤表での対応の 2 軸を実施する想定である。取組みのスケジュールについて、標準仕様書の改版に向けては、8 月から 10 月までにワーキングチーム/ベンダー分科会で具体的な標準仕様書の改版内容を検討し、11 月に第二回研究

会、その後に意見照会及び第三回研究会を経て標準仕様書に反映する。なお、第2回研究会までに今年度の改版を不要と結論づける場合は意見照会等を実施しない。(事務局)

- デジタル庁から今年度示された標準仕様書の改定・運用に関する考え方を説明する。国民年金の標準仕様書においても当該運用に準拠する必要がある。

標準仕様書の改版については、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書を公表する必要がある、困難な場合についてはデジタル庁と個別に協議を行う。なお、移行期間(令和7年度末まで)においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として制度改正等以外の標準仕様書の改版は行わないものとするが、真に必要な制度改正等以外の見直しについてはデジタル庁と個別に協議を行う。

なお、見直し内容の標準仕様書への反映の基準日は原則として、8月31日と1月31日とする。

また、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、標準化PMOツールで回答し、必要に応じて正誤表の公開を行う。

(事務局)

- 年金行政としての補足になるが、年金制度における制度改正は数年に1度の頻度で行われており、大きな改正は5年ごとの実施が多い。特に決まっているものではないが、前回の大きな改正は令和2年度に実施されたため、今回は令和7年度前後が想定される。

それとは別に、直近として子育て支援の一環で、国民年金における育児期間の保険料免除について制度改正の関連事項にあげられる。当件については、何らかの改正が行われることが既に閣議決定されており、今年度あるいは来年度には具体的な法律改正が実施される見込みで、現在、厚生労働省年金局の別部署にて内容を検討中である。詳細については、年金部会という審議会の資料等にてご確認いただけるため、状況の把握に役立つものとする。(オブザーバー)

- 事務局、デジタル庁に伺いたいのが、8/31と1/31の見直し基準日について、事務局で引いたスケジュールを確認すると8/31時点ではなく、1/31を基準に標準仕様書の改定をする理解でよいか。(構成員)

- 1/31に改定版を発出するのであれば、その前に意見照会ならびにその結果を踏まえた修正を実施する必要があると認識しており、スケジュールとして違和感がある。(構成員)

- 国民年金の領域以外の業務とのスケジュールを考慮すると今年度末の3月に発出することになると推測しているが、実運用についてはデジタル庁からご回答、補足をお願いしたい。

(事務局)

- 基本的な考え方に記載している通り、見直し基準日8/31、1/31を原則としているが、地方公共団体での予算編成への影響や緊急度の高い対応が必要な場合等の影響度合いの高さによって、適宜必要に応じて個別に日付を変更とする可能性はある。当該日付については制度所管と共に今後検討していく。(オブザーバー)

- 適合基準日の考え方として、改定内容は原則、発出後1年経過してから有効となる、との理解で正しいか。(構成員)

- ご認識のとおり、無理のないスケジュールとして策定するために1年の期間を設けている(オブザーバー)

- 正誤表の対応としては、標準仕様書における「機能要件」のあきらかな誤記の訂正、データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正および「要件の考え方・理由、備考欄」の機

能要件の考え方等のみの加除について予定している。

正誤表の具体的な運用については、定期的なタイミングで修正案を構成員に送付しご意見をいただいた上で最終化を実施し発出することを検討している。(事務局)

- 資料3のP8に掲載している【参考】正誤表フォーマットについて、正誤表での対応範囲は「訂正」と「補記」のみと記載されているが対応範囲外の実装類型の修正についても正誤表で対応しているように見えるため、対応できる理由のご説明をお願いしたい。(構成員)
- 実装類型については標準仕様書の改定で対応することを想定している(オブザーバー)
- 参考として添付いただいている表は誤りという理解で正しいか。(構成員)
- 考え方については改めて確認した上で皆様にご報告させていただく。基本的な考え方はご認識のとおり。(事務局)
- 正誤表と改定の違いと適合基準日について、改めてご説明いただきたい。(オブザーバー)
- 正誤表と改定の対応範囲については、事務局作成の資料3にあるP8の内容のとおり。適合基準日については、いくつかの制度所管府省より様々な運用パターンがある旨報告いただいていることから、現在デジタル庁にて整理している。整理が完了してから皆様にご報告する。(オブザーバー)
  
- 次に標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマおよび対応方針の案を説明する。  
検討テーマの整理としては、昨年度の意見照会結果や申し送り事項、PMOツールにて各自治体やベンダーから賜っているご意見ご指摘、法令・制度改正や共通仕様への準拠といった対応すべき事項について、「①新規機能・帳票の追加」、「②新規業務(及び機能・帳票)の追加」、「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」、「④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」、「⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応」、「⑥横並び調整方針への対応」、「⑦共通事項への対応」の検討テーマに区分のうえ、検討テーマごとに対応方針を定めた。(事務局)
- 対応方針として「①新規機能・帳票の追加」については、標準仕様書に反映すると開発中のシステムに手戻りを発生させる等の影響が考えられるため、今年度は原則対応しない。「②新規業務(及び機能・帳票)の追加」については、該当する事項がないため今年度は原則対応しない。「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」については、開発・移行の円滑化に寄与する対応を行う。「④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」については対応が必要な事項が生じた場合は対応を行う、「⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応」については、中長期的な課題であることから原則対応は行わないが、日本年金機構の求めに応じて検討の可能性はある。「⑥横並び調整方針への対応」、「⑦共通事項への対応」については、デジタル庁が都度示す方針等に沿って対応を行う。(事務局)
- 議事(3)を通して構成員の皆様からの疑問、ご質問等あればお願いしたい。(構成員)
- 特にないため、議事「(3)標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」を終了し「(4)その他」に移行する。(構成員)

#### (4) その他

- 各自治体の構成員から本日の研究会を通じた所感をいただきたい。(構成員)
- 標準化システムの内容が複雑化しているため、日々の情報収集が必須である。本日、厚生労働省からも制度改正についての情報共有がなされたところであり、当研究会等については情報収集といった観点としても参加していきたい。(構成員)

- 多くの職員に協議内容を周知するのが困難だと感じている。(構成員)
- 円滑に移行ができる仕組みについて検討をしていきたい。(構成員)
- 有意義な取り組みとなるよう検討していきたい。(構成員)
- 移行において、トラブルがないようにしていきたい。(構成員)
  
- デジタル庁の今後の取り組みについてご教示いただきたい。(構成員)
- 仕様書については令和4年度での検討にて完了しているため、仕様書に沿って各ベンダーに開発いただきたい。今年度は早期移行団体の検証や別の事業についてのガバメントクラウド上での検証、そして標準化システムへの移行に対しての支援が主となる。法改正を伴うような制度改正については一部検討が発生する場合も考えられるが、基本的には令和4年度で完了した仕様書に基づいて開発する方針のため、デジタル庁としてはガバメントクラウド、移行支援に関する事業を実施していく。詳細については別途皆様にお知らせしていく。(オブザーバー)

### 3. 閉会

- 本日の研究会の議事について全て終了したため、閉会とする。事務局においては次回のワーキングチーム/ベンダー分科会に向けて本日の意見等も踏まえて整理を進めてほしい。(構成員)

以上